

議第 205 号 南部大阪都市計画特別緑地保全地区の変更について（市決定）

都市計画素案に関する説明会

■ 説明会の日時等

日 時	場 所	参加者
令和 8 年 1 月 2 4 日（土） 1 4 時～	拇文化会館 視聴覚室	6 名

■ 説明会における主な意見、質問

【意見】

- ・「条件が整った場所から」という方法では点在的な指定となり保全効果が薄れる懸念がある。160ha の保全優先地区の中で、市として戦略的・長期的な視点を持ち、一体性のある区域から優先的に進めていくロードマップを持つべきではないか。
- ・20ha というまとまりができるため、指定後の維持管理や利活用について、堺の森活や企業参加の仕組みなど具体的な検討が必要ではないか。
- ・緑地の重要性を市民に広く伝えるためにも、税金 100%ではなくクラウドファンディングや企業協賛などを活用すべきではないか。市民や企業が関われる仕組みをもっと整えてほしい。

【質問】

- ・特別緑地保全地区の指定を進めるにあたり、「条件が整った場所」としているが、この条件とは具体的に何を指すのか。また、土地の価格の算定はどのような基準で行うのか。
- ・前回市が特別緑地保全地区に指定し、買い入れた 14ha について、どのような管理をしているのか。